



戦間期における地方農会の食糧自給論 一兵庫県農会の「帝国内自給」論を中心に一

浅利, 文子

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2013-09-25

(Date of Publication)

2014-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第5919号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005919>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

戦間期における地方農会の食糧自給論—兵庫県農会の「帝国内自給」論を中心に—

氏名： 浅利 文子

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 奥村 弘 教授
(副) 河島 真 准教授
(副) 田中康二 准教授

本論文の目的は、戦間期系統農会による米価対策の展開過程を分析することにより、系統農会が政府の勸農施策の代行機関から、農業者の自立的な利益団体へと転換していくあり方を明らかにすることである。本論文では、兵庫県農会の食糧自給論の展開過程に注目し、分析した。

系統農会とは、帝国農会を頂点として、全国に組織された政府の勸農施策の代行機関である。系統農会は、行政官庁の意思や行動と背馳しないように強い規制をうけていたが、一部の地方農会では、地主層（特に大地主層）が農業者の利益要求を行う場ともなっていた。1922（大正11）年、農会法改正が公布されると、系統農会は法的にも利益団体として認められた。このように、戦間期において、系統農会は、政府の勸農施策の代行機関としての側面に加え、農業者の自立的な利益団体としての側面を強めていった。しかし、系統農会の自立的利益団体化は、法改正によって直ちに実現したわけではない。そこで注目されるのが、食糧自給をめぐる系統農会の動向である。

日露戦争によって食糧が不足すると、日本では朝鮮や台湾からの米の輸移入が問題となった。これに対して、内地米以外の米を積極的に輸移入するべきであるという意見や、内地米で完全自給するべきであるとの意見などが出された。これら内地における米の自給に関する議論を、食糧自給論という。第一次大戦期以降、世界的に食糧危機が進行する中で、植民地を含めたブロック内で食糧完全自給を実現しようとする動きが、世界的に強まっていった。系統農会では、一部の地方農会が、積極的に食糧自給論を唱えていた。戦間期に系統農会の農政運動が活性化するきっかけの一つが、この食糧自給論であったとされている。しかし、地方農会の食糧自給論そのものについて、詳細に分析した研究はない。また、系統農会に関する研究では、内地と植民地との関係を利害対立で捉える、という問題点がある。以上のような、研究史上の課題を克服するために、本論文では、地方農会の食糧自給論の展開過程を実証的に明らかにした。さらに、兵庫県農会において「帝国内自給」論が形成され、のちに、これが系統農会全体の食糧自給論へと転換するという、対立関係のみでは説明できない論調があったことを検証した。

第一章では、1910年代における神戸米穀肥料市場（以下、神戸）の動向と兵庫県農会の米価対策を、全国の動向と比較検討した。

1910年代日本の米穀市場では、飯米需要の増加に伴い、植民地米（特に朝鮮米）の移入量が増加した。そして、その影響が、内地米価格に対し、次第に強くなってきた。帝国農会は、内地米価格を高位に維持することを政府に要望するために、「内地自給」論に基づき建議活動を展開した。

帝国農会の「内地自給」論とは、内地への植民地米の流入を避け、内地による自給を守るという食糧自給論である。その方法は、関税を設けることにより朝鮮米の自由移入を禁止することに加え、植民地米を輸出することであった。「内地自給」論の特徴は、米価維持に関する問題を個々の農業者の問題と

(注) 4, 000字程度（日本語による）。必ずページを付けること。

して捉えた点である。「内地自給」論は、帝国農会の農政運動の中心人物たちに支持された議論であり、これらの人物を介して、地方農会は帝国農会の農政運動に積極的に関わっていった。

一方、神戸も全国の米穀市場と同様に、植民地米の流通量が急増していた。しかし、神戸は植民地米の集散地であり、朝鮮米の流通量が増えても県内産米価格は下落しなかった。そのため、兵庫県農会の食糧自給論の活性化に意味を持ったのは、他地域のような朝鮮米の流入ではなく、県農会長の交代であった。この時期、兵庫県農会では、県農会長が伊藤長次郎から多木条次郎に改選され、多木のもとで農業経営方針も転換していった。伊藤が県農会長であった時期の兵庫県農会は、養蚕業の普及や産業組合の設置などを積極的に取り組み、内地のみを対象とした農業経営方針をたてていた。しかし、植民地朝鮮にも経済的基盤をもつ多木に県農会長がかわったことにより、内地と植民地を一体化して農業生産をすすめる方向性が強まった。さらに、植民地朝鮮へ視察団を派遣することによって、県内の（大）地主など地方有力者が植民地朝鮮に資本投資を進めた。兵庫県農会の中心が、植民地朝鮮に利害をもつ多木や県内（大）地主に占められたことで、兵庫県農会の農業経営方針も植民地を含めたものへと変質していったのである。それゆえ、兵庫県農会の米価対策は、内地と植民地を併せて一つの米の生産範囲とする「帝国内自給」論を軸に展開していった。

要するに、1910年代前半において、帝国農会は「内地自給」論、兵庫県農会は「帝国内自給」論という違いが、食糧自給論にあった。

第二章では、外米管理令を公布した政府に対し、兵庫県農会が「帝国内自給」論に基づき「米価調節反対運動」を展開した過程について、分析した。そして、兵庫県農会の「帝国内自給」論の内容を検討した。

1918（大正7）年以降、シベリア出兵、利益を見込んだ米の投機、米の買い占めや売り惜しみ等の影響により、米価は高騰していった。そのような事態を解決するために、政府は、政府専管で外国米を輸入するという措置を講じた（外米管理令）。外米管理令のねらいは、外国米輸入により、内地における米の供給量を増加させ、米価を下落させることであった。神戸では、政府が外国米を輸入するという発言や行為が、農家の米の売り惜しみに歯止めをかけた。このような措置は、当然地主にとって不利益であったため、兵庫県農会は、政府に対し「米価調節反対運動」を展開した。この時、建議の中で用いられた食糧自給論が、「帝国内自給」論であった。

兵庫県農会の「帝国内自給」論とは、内地と植民地両方で米穀を増産することによって、米価維持を図るという食糧自給論である。兵庫県農会は、内地だけでなく植民地朝鮮も、県下農業者が農業を営む場として位置づけていた。そのため、兵庫県農会は、外国米で補填している米の供給量不足部分を、植民地米を自由移入することによって代替し、高米価を維持できると考えていた。このことによって、

兵庫県農会は、県下農業者を保護できると捉えていた。「帝国内自給」論が、以上の考え方に基づいていたため、兵庫県農会は米の供給量不足という危機的状况に対して、外国米輸入に依存しない方向性を提示したのである。

研究史上では、系統農会の食糧自給論は、一貫して、「内地自給」論であると述べられてきた。しかし、唯一、兵庫県農会だけが「帝国内自給」論を展開したことが明らかになった。

第三章では、米投売防止運動を主導したとされる兵庫県農会の取り組みや県内の実態分析を通して、この運動の歴史的意義を検証した。そして、以下二点について明らかにした。

第一に、米投売防止運動を契機として、系統農会が食糧自給論を「帝国内自給」論に統一した点である。兵庫県農会以外の地方農会の食糧自給論は、「内地自給」論か、食糧自給論を提示していないかのいずれかであった。したがって、兵庫県農会主催関西二府二県農会協議会で決議された米価対策も「内地自給」論に基づいた内容（植民地米の自由移入を禁止する内容）であった。しかし、政府の諮問機関であった臨時財政経済調査会で、米穀法案が帝国議会に提出されることが決定すると、系統農会は食糧自給論を「帝国内自給」論に統一した。米穀法制定過程において、系統農会は、当該期における米の供給量不足という状況をどう解決していくか、日本の食糧をどうするかという問題を、政策的な枠組みで捉える必要があった。そのような議論をする際、「内地自給」論では、系統農会の利益を実現できなくなった。そのため、系統農会は食糧自給論を「帝国内自給」論に転換したのである。ただし、これはあくまで名目上であり、地方農会の内部には「内地自給」論が内包されたままであった。

第二に、県内における米投売防止運動の実態分析から、米投売防止運動における課題と、その課題を克服するために兵庫県農会がとった対策について明らかになった。県内における米投売防止運動の実態分析を通して、共同販売の担い手として位置づけられていた小地主、自作兼小作層も含む自作層が、米投売防止運動に消極的であったことが明らかになった。その要因は、県下農村では、小作争議がいつ起こってもおかしくない状態にあり、兵庫県農会の米価対策が階級矛盾と結びつく危険があったためである。米穀法の中で系統農会が農業者の利益を保護していくためには、これらの層を共同販売に取り込まなければならない。米投売防止運動の結果、このような課題が浮き彫りになった。その課題を克服するために、兵庫県農会は、これまで別個に展開していた農業諸事業と農政運動をシンクロさせていった。系統農会が、以上のシステムを確立したことこそ、米投売防止運動の歴史的意義である。

以上、本論文の分析を通して、「帝国内自給」論の歴史的意義が明らかになった。「帝国内自給」論とは、日本資本主義の発展の中で、系統農会が農業者利益の擁護を目指して、食糧自給論をより高次の国家レベルの政策的な議論へと高めていくための言説であったと捉えることができる。これが、「帝国内自給」論の歴史的意義である。

論文審査の結果の要旨

氏名	浅利文子
論文題目	戦間期における地方農会の食糧自給論—兵庫県農会の「帝国内自給」論を中心に—
要 旨	
<p>本論文は、第一次世界大戦前後から1920年代に至る系統農会（政府主導の下、府県—郡—町村と系統的に形成された農会）による兵庫県農会の米価対策を検討することにより、この時期、各府県の地方農会が掲げた食料自給論の持つ歴史的な意味を明らかにするものである。</p> <p>これまでの研究において、この時期の府県農会の実証的な研究、とくに政府への要求運動として展開する「食料自給論」研究は、十分進んでおらず、本論文は、兵庫県農会を主要な対象として、この課題を明らかにしようとするものである。</p> <p>本論文は、序章「課題と方法」と終章「本論文の総括と展望」及び、3つの本論と1つの補論から成り立っており、本論及び補論の章立ては以下のとおりである。</p> <p>第1章 1910年代における兵庫県農会の米価対策 第2章 外国米のインパクトと「帝国内自給」論—1918～1920年を中心に— 第3章 「帝国内自給」論のその後と米投売防止運動 補論 兵庫県における米投売防止運動の実態分析</p> <p>第1章「1910年代における兵庫県農会の米価対策」では、1910年代における神戸米穀肥料市場の動向と兵庫県農会の米価対策との関連を、全国の動向と比較検討したものである。1910年代の日本の米穀市場では、飯米需要の増加にもとづいて、台湾、朝鮮からの植民地米の移入量が増大していく。これに対して、系統農会の頂点に立つ帝国農会は、植民地米の流入による米価の下落を恐れ、内地で内地米だけを消費するという「内地自給論」を提示する。そしてそのために朝鮮米の内地の自由移入を禁止し、植民地米は外国への輸出を奨励することを政府に求めた。</p> <p>これに対して兵庫県農会は、朝鮮半島での積極的な農地経営を目指す多木久米次郎が、1914年に兵庫県農会長に就任した。久米は日露戦後から朝鮮半島での農地経営に注目し、1920年代になると朝鮮で大地主化する。また兵庫県農会は、1915年に第一回朝鮮視察員を30人程度派遣するなど、多木以外も朝鮮との関係を深めていった。</p> <p>多木の会長就任のころから、帝国農会とはことなり、兵庫県農会は、内地と植民地をあわせて米の生産範囲として、そこでの自給をめざす「帝国内自給論」を唱えるようになっていく。多木等の朝鮮での大地主化のもと兵庫県農会は、「帝国内自給論」を展開することとなったのである。</p> <p>第2章「外国米のインパクトと「帝国内自給」論—1918～1920年を中心に—」では、1918年、米騒動に対応して公布された外米管理令に対して、兵庫県農会は、「帝国内自給」論に基づき、「米価調節反対運動」を展開していく過程が分析されている。</p>	
主査記載 氏名・印	奥村 弘

外米管理令により、政府は自ら外国米（帝国外米）を輸入することが可能となった。その狙いは、米の供給量を増加させ、農家の売り惜しみを回避し、米価を下落させることにあった。地主の立場からするならば、この政策は不利益となるため、兵庫県農会は、政府に対して「米価調節反対運動」を展開していく。この際、兵庫県農会は、需要量不足を朝鮮米の自由移入によって補うことで、「帝国内」で高米価を維持したまま、需要増に応えることが可能であるとの論理を展開したのである。

これまでの研究史では、系統農会の食料自給論については、「内地自給」論であったと考えられてきたが、第1章、第2章をとおして、兵庫県農会においては、「帝国内自給」論が、根拠をもって展開していたことを実証したことは本論文で高く評価すべき点である。ただし兵庫県内の米穀市場における植民地米、外国米需要と米価についての論証はなお十分とは言えず、今後さらなるデータの発掘が必要となると思われる。

第3章「『帝国内自給』論のその後と米投売防止運動」は、兵庫県農会で主張されていた「帝国内自給」論のその後の動向を追うとともに、同時期に展開した米投売防止運動について、実証的な検討を行ったものである。この時期政府は、帝国内での米の増産政策と常平倉制度により、日本内地での米の需要を満たそうとした。臨時財政経済調査会で検討を経て、常平倉制度が修正され、1921年米穀法として公布されることとなった。米穀法においてもこのような理念は維持された。これに対して、帝国農会は、法案審議の過程では、「内地自給」論を主張していたが、政府と妥協し、「帝国内自給」論へと転換していった。米穀法成立を前提とする方向が明確となると、農業者のための米価維持である米投売防止運動は、米穀法の持つ生産者と消費者の相互の利益を図るという理念と関連する方向へと、その活動を展開していく。農会が、農家の共同販売による平均売組合を組織するようになっていくのである。なお補論では、1920年12月以降、兵庫県で行われた兵庫県農会による米投売防止運動の詳細な分析が行われている。

米穀法制定前後の系統農会の米投売防止運動についての研究はほとんどなく、本論文においてその具体像が明らかとなったことは高く評価しうるものである。しかしながら本論文では、米投売防止運動と米穀法の有機的な関連については分析が十分でなく、今後、さらなる法案形成過程の政治過程研究と地域レベルの農会の実証研究が必要であると思われる。これについては本論文では今後の課題とされている。

以上、本論文は、戦間期における地方農会の食料自給論を考察することで、戦間期の府県レベルでの系統農会について実証を積み上げ、さらにそれを同時代における日本帝国研究と関係させることで、新たな歴史像を提示するものとなっている。なお実証が不十分で、全体像を十分論理的に展開できていない弱さはあるが、この時期の農業史の水準を高めるものとなっており、この点を評価するものである。

以上の点から、本審査委員会は、全員一致で、論文提出者浅利文子が博士（文学）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	奥村 弘	副査	准教授	河島 真
副査	教授	大津留 厚	副査	准教授	古市 晃
副査	教授	市澤 哲			